

大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の暫定目標について

(報告案)

大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
大阪湾(イ) (別記1の水域)	海域	直ちに達成	
大阪湾(ロ) (別記2の水域)	海域	直ちに達成	
大阪湾(ハ) (別記3の水域)	海域	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.34mg/l

(別記)

- 1 . 兵庫県神戸港和田岬灯台と同港第一防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港第一南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と同県ポートアイランド埋立地南端を結ぶ線、同港第八防波堤、同防波堤東端と同地点から東北東方 9200mの地点(北緯 34 度 40 分 8 秒、東経 135 度 21 分 21 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東 1600mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南方 1 万 2200mの地点(北緯 34 度 33 分 0 秒、東経 135 度 23 分 2 秒)を結ぶ線、同地点と大阪府阪南港阪南四区北防波堤基部から同防波堤に沿って 300mの地点を結ぶ線、同防波堤、同港阪南六区埋立地南端と同港阪南五区埋立地西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域(大阪湾(イ))
- 2 . 兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南 500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東 5700mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方 1 万 2600mの地点(北緯 34 度 32 分 42 秒、東経 135 度 16 分 54 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南南東方 9000mの地点(北緯 34 度 27 分 52 秒、東経 135 度 18 分 11 秒)を結ぶ線、同地点と大阪府貝塚市近木川河口左岸を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、大阪湾(イ)に係る部分を除いたもの(大阪湾(ロ))
- 3 . 和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県淡路島生石鼻を結ぶ線、同島松帆崎と兵庫県明石市朝霧川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、大阪湾(イ)及び大阪湾(ロ)に係る部分を除いたもの(大阪湾(ハ))

(説明)

1. 達成期間及び暫定目標

将来水質予測によれば、現在見込み得る対策を行ったとしても、平成16年度において、大阪湾(八)水域の全窒素に係る環境基準値を達成することが困難と考えられる。

このため、大阪湾(八)水域の全窒素に係る環境基準の類型指定においては、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とし、平成16年度における暫定目標を設定する。

平成16年度における暫定目標は、

大阪湾(八)水域については、全窒素につき、0.34mg/lとする。